

公益社団法人 新潟県植物防疫協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農作物の病害虫及び雑草の防除が新潟県において適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全・安心な農作物の安定生産に寄与し、もって、県民生活に不可欠な農産物を安定的に供給することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 病害虫及び雑草の防除に関する調査、農薬の安全使用並びに保管法の啓発、研修・検討会、情報の提供、無人ヘリコプターの安全対策の推進、病害虫発生の緊急時における機器の整備支援等により、安全で効率的な防除を推進する病害虫等防除推進事業

(2) 新規に登録された農薬が、新潟県内の各地域において安定した効果を発現し、病害虫及び雑草の防除を的確に実施できる普及性の高い薬剤かを検証する現地適応性試験、並びに登録前農薬の実用性に関する圃場試験を実施する農薬試験事業

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同し入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) すべての正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 前項の規定により会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他会員としての義務に基づく金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 13 条 総会は定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、
必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長
理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、
総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することがで
きる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席
した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員
の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行なわ
なければならない。理事又は監事の候補者数が第 20 条に定める定数を上回る場
合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達する
までの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合に
おいて、当該代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
い。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人
2 人以上が署名押印する。

第 5 章 役 員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長理事 1名
- (2) 副会長理事 1名
- (3) 理事 5名以上8名以内(会長理事及び副会長理事を含む)
- (4) 監事 2名以内

2 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長理事は、会長理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条の定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事には、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等に関する支給の基準による。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び予算の決議
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会長理事及び副会長理事の選定及び解職
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) その他この法人の業務執行の決定

(開催)

第 29 条 理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要な場合に開催する。

2 会長理事が欠けたとき又は事故あるときは、副会長理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は会長理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議はできない。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長理事及び監事がこれに署名し、押印しなければならない。

第 7 章 顧問

(顧問)

第33条 本会に顧問1名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、随時会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決の表決に加わることができない。

第8章 幹事会及び委員会等

(幹事会)

第34条 この法人に幹事を若干名を置くことができる。

- 2 幹事は、理事会の承認を経て会長理事が委嘱する。
- 3 幹事会は会長理事が招集する。
- 4 幹事は、会長の命を受けて理事会に提案すべき事項の企画立案に当たる。

(農薬試験運営会議)

第35条 この法人に、農薬試験運営会議を置く。

- 2 第1項の会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を会長理事に提出する。
 - (1) 農薬委託試験並びに農薬実証ほの受託調整及び実施計画に関する事項
 - (2) 農薬委託試験並びに農薬実証ほの運営に関する指導及び助言
 - (3) 委託試験並びに実証ほの成績に関する事項
- 3 第1項に関する運営規定は理事会において定める。

(緊急防除機器等整備支援事業運営委員会)

第36条 この法人に、緊急防除機器等整備支援事業運営委員会を置く。

- 2 この委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を会長理事に提出する。
 - (1) 緊急防除機器等整備支援準備資金の機器配備に関する事項
 - (2) 緊急防除等に関する情報の収集と提供
- 3 第1項に関する運営規定は理事会において定める。

第9章 会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長理事が作成し、理事会の承認を経たうえで、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の基準を記載した書類
- (4) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(特定費用準備資金の管理)

第 41 条 特定費用準備資金の管理は別途、理事会で定める手続きによる。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令により定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人は消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる

法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 事務局

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て会長理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第 13 章 補 則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長理事は、串田幸男とする。